

第35回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年2月8日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

伊藤稔、小川秀幸、鈴木幸男、藤田善樹、堀内義隆、村田華、村田雄介、吉田望実、吉野太人、吉村典晃（五十音順、敬称略）

【説明者】

刑事部部総括裁判官、刑事首席書記官、総務課長、総務課課長補佐

【事務担当者】

事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 所長挨拶

(3) 委員挨拶、自己紹介

(4) 委員長選出

(5) 前回（第34回）提出された意見についての報告

【説明者（総務課長）】

本日の議論に入る前に、前回のテーマである「裁判所における働き方改革」について、委員から御紹介いただいた工夫例等を踏まえ、裁判所での具体的取組として活用させていただいた事例を報告させていただきます。

前回委員会は、家庭裁判所委員会と合同で、「裁判所における働き方改革について」をテーマとして開催いたしました。その中で研修の工夫例や情報共有の工夫例の御紹介をいただきました。

まず、研修の工夫例ですが、「委員所属の職員に対して、動画視聴の方法で、ワークライフバランスをテーマとした研修を行い、要望に応じて DVD の貸出も行ったところ、職員に非常に好評であり、会場設営の負担も軽減された。」旨を御紹介いただきました。この点につきましては、裁判所においても、従前から、動画視聴による研修は取り入れておりましたが、日時を定めた上映会方式で行っており、裁判の期日の都合等によっては受講することができない職員が生じていました。今年度に実施したハラスメント防止に関する研修においては、研修用DVDを用い、上映会の実施に加え、希望する職員への研修DVDの貸出を行い、職員各自の事務の都合等に配慮したことによって、受講率の向上に繋ぐことができました。

次に、情報共有の工夫例ですが、「所属団体においては、メーリングリストを活用し、些細なことでもメールで相談ができる態勢が整備されており、情報共有という点からも有用である。」旨の御意見をいただきました。情報共有という観点から、当庁においては、これまでには、職員に周知すべき事項については、主管する部署から、支部を含めた各部署の庶務担当者にメール送信し、庶務担当者から所属の職員へ更にメールを転送する等して周知を行う流れが一般的でしたが、宛先を全職員とするメーリングリストを作成し、直接全職員にメールを送信するようにしたことで、容易かつ迅速に情報共有がなされるようにし、庶務担当者のメール転送の事務も軽減しました。

前回委員会実施後、裁判所においても、本日のテーマとさせていただいた新型コロナウイルス感染防止対策として、在宅勤務を取り入れており、職員の働き方にも大きな変化があったところです。引き続き新たな働き方が質の高い司法サービスの提供に繋がるよう、努力していきたいと考えております。

(6) 意見交換「裁判所における新型コロナウイルス感染防止対策について～裁判員裁判を中心として～」

【委員長】

それでは、本日の協議に移りたいと思います。

本日は、「裁判所における新型コロナウイルス感染防止対策について～裁判員裁判を中心として～」というテーマで、主に裁判員裁判に関して意見交換をさせていただく予定です。

最初に、裁判所の取組について御説明させていただいた後、御意見をいただきたいと思います。

【説明者（総務課課長補佐）】

裁判所の新型コロナ感染防止対策の概要について

当初、裁判所においては、厚労省や政府から示された方針等に基づいて、手洗い・咳エチケットの徹底、消毒液の設置、窓口対応や各手続で来庁者と近距離で対応する職員にはマスク着用を促す、利用者の方にも、発熱等の症状がある場合には、期日の変更を検討するため、事前に電話連絡をいただくよう呼びかけを行う等の取組を行いました。

昨年（令和2年）4月7日に緊急事態宣言がなされ、三重県内においても、4月20日に緊急事態措置がなされて移動の自粛が求められた際には、裁判所においても、人の移動を避けるため、業務を縮小し、一定の範囲で裁判の期日を取り消す対応をとりました。民事事件については、緊急性・必要性の高い民事保全事件、配偶者暴力等に関する保護命令事件、人身保護事件、民事執行事件のうち特に緊急性のあるものを除いて期日の取消しを行っています。刑事案件におきましても、一般の方々に参加していただく裁判員裁判については、すべて期日を取り消しました。

その後、昨年12月には、最高裁判所において、国際医療福祉大学医学部公衆衛生学の和田耕治教授を有識者委員として委嘱し、実際に、東京地方裁判所、東京家庭裁判所の手続室や執務室等を視察していただいた上で、裁判所における手続や法廷の特殊性を踏まえた対策の整理を行いました。感染例の分析等によれば、マスクをせずに会話をしたり食事をとったりする場面の感染リスクが

高いことから、マスクの着用を徹底しつつ、マスクの着用をしない食事等の場面における対策の強化、発症初期の感染力が高いことから、職員を含めた体調不良の方の来庁を、できる限り回避することを盛り込んでいます。

【説明者（刑事部部総括裁判官）】

緊急事態宣言下における裁判員裁判の状況と今後の方針について

昨年の三重県の緊急事態措置の期間中は、感染を収束させるために社会における人の動き（接触機会）を8割削減することが強く求められていた状況にあり、裁判所も、こうした社会的要請に応える必要があるという判断のもと、裁判員裁判以外の刑事裁判について、原則として公判期日を取り消して、緊急性の高い期日に限って実施することにしました。

さらに、裁判員裁判については、くじで選ばれた一般の方々に裁判所にお越しいただく必要がありますが、未知の感染症である新型コロナウイルスに対する国民の方の不安が強いことも考慮して、期日を全て取り消すことにしました。

昨年4月、5月は、三重県に限らず全国で多くの刑事事件の期日の取消し、変更がなされました。「迅速な裁判を受ける権利は最大限尊重しなければならない基本的人権だ。」「特に身体拘束されている被告人にとっては、裁判の長期化で被る不利益は甚大だ。」等と勾留が続く弊害を指摘し、感染の抑え込みという社会的要請を重視するあまりに、被告人の人権を軽視することがあってはいけないと訴える報道もありました。振り返ってみると、刑事裁判は、報道等で指摘されたように、社会の治安維持や被告人の人権に直接関わるため、これを遅滞なく実施することに極めて強い社会的要請があると考えられます。その上、裁判員裁判対象事件については、公判期日を変更した場合、変更後の期日が数か月後か、場合によっては半年ほど先になってしまうおそれがあるので、予定どおり実施する必要性が高いと考えられます。

そこで、今後については、三重県において緊急事態宣言がされ、「不要不急の外出自粛要請」が出された場合であっても、裁判員裁判の公判期日は基本的

には実施する方向で考えています。もっとも、裁判員裁判の公判や評議は、いわゆるテレワークの形態で実施することができません。裁判所の職員だけでなく、被告人、弁護人、検察官、証人等の関係者が法廷に集まる必要があり、さらに、くじで選ばれた一般の方々にも裁判所にお越しいただく必要があります。そのため、裁判員裁判を実施するに当たっては、裁判員候補者や裁判員の方が、新型コロナウイルス感染への不安を抱くことなく、安心して裁判所に来ていただくことができるようにならなければいけないと考えています。これから、現在の感染防止に向けての取組の状況を説明させていただきますので、裁判員等の不安払拭のために足りない点や、新たな視点での対策の提案等、率直な御意見をいただき、今後の取組の参考とさせていただきたいと思います。

【説明者（刑事首席書記官）】

裁判員裁判実施に当たっての感染防止対策の現状について

（写真資料に基づき説明）

当庁において、現在行っている新型コロナ感染防止対策について、御説明いたします。庁舎全体の対策としては、裁判所に来庁した方に使用していただくために、手指の消毒液を庁舎の玄関や民事部、刑事部の受付カウンターに設置しています。また、寒い季節ではありますが、執務室は1時間に1回、窓を開けて定期的に換気を行っています。エレベーターにおいては、閉鎖された空間であるため、エレベーターに乗る際には、マスクを着用し会話を控えていただくようお願いするポスターを作成して、エレベーター前やエレベーターの中に掲示しています。

次に、裁判員裁判の一連の手続の各段階で行っている感染防止対策を説明します。裁判員選任手続には、くじで選ばれた30人前後の裁判員候補者に裁判所まで来ていただき、2時間弱の手続に参加していただいております。

お手元に配布した「新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせ」という表題の書面は、裁判員候補者の方へ、裁判員選任手続の期日の通知書

に同封しているもので、裁判所の感染防止対策の概要を記載しています。裁判所でどのような感染防止対策が行われているかを予め知っていただくことで、裁判員候補者の方々の不安を少しでも軽減できるのではないかと思っております。選任手続の開始時間は、以前は、多くの場合は、午前9時30分に開始していましたが、朝の通勤通学で公共交通機関が混雑するため、現在は、混雑する時間を避けるために、原則として開始時間を午後1時45分にするようにしています。来庁された際には、裁判員候補者の方には、選任手続室の前の廊下で受付をしていただきますが、受付待ちの際に密にならないよう、1.5メートル間隔で並んでいただくためのガイドテープを床に貼っています。受付には手指の消毒液を設置しており、選任手続中のマスクの着用もお願いしています。先ほど御紹介した感染症対策のお知らせ文書に記載してあるとおり、裁判員候補者の方には、事前に、選任手続期日当日の自宅での検温をお願いしております。その上で、受付の際には口頭で体調確認を行っています。

なお、自宅での検温を忘れたという方に対する対応では、御了解を得た上で、非接触型の体温計で職員が検温することにしています。

裁判員の選任手続の際に利用する裁判員候補者待合室について、以前は、1つの長机に対して2人ずつ並んで座っていただいていましたが、席の間隔をなるべく空けるために、1つの長机に対して1人で座っていただくことに変更し、前後の席においても左右交互になるように配席しています。机同士の前後の間隔も空けるために、以前は受付手続を室内で行っていましたが、廊下で受付をすることに変更しました。選任手続では、刑事部の担当者が裁判員候補者の方々に説明をしながら手続を進めていきますので、説明担当者の机には、アクリルパネルを設置し、説明担当者はマスクを着用した上で、アクリルパネル越しに説明をしています。換気についても、窓をできる限り開ける等して行っています。

また、これらの対策の他に、裁判員候補者の方の意思確認の方法として、辞退を希望する事情がある場合には、詳しく書面に記載してもらったり、簡単な質問に対する回答は挙手で意思表示をしていただく等、口頭での意思確認を可能な範囲で減らす工夫をしています。

続いて、選任手続で選ばれた裁判員6人と補充裁判員2人が参加する裁判員裁判の公判期日での感染防止対策を御紹介します。説明の中では、補充裁判員も含めて、「裁判員」と呼ばせていただきます。

公判期日に裁判所にお越しいただいた裁判員には、受付の際に、職員が検温をさせていただき、体調の確認も口頭でさせていただいております。公判期日では午前9時30分ころから午後5時ころまでの間、裁判所の中で一緒に過ごすことになりますので、感染防止対策の必要性も高くなります。裁判員にも、その点を御理解いただき、毎日、職員が非接触型の体温計で検温させていただくことについて、御了解をいただいております。

手指の消毒薬は、庁舎玄関の他に裁判員が集合する評議室にも備え付けています。マスクについては、法廷に入る人には、一般の傍聴人も含めて全員に、マスクの着用を求めています。法廷においては、傍聴席の間隔を空けるために、現在は1席おきに「着席できません」という表示をしています。裁判員裁判では、1時間ごとに20分程度の休廷があるので、休廷の都度、窓を開けて換気を行っています。法壇には、裁判員と裁判官の席が9席ありますが、法壇の上は左右の間隔をこれ以上空けることができないため、裁判員と裁判員の間にはアクリルパネルを設置しています。法廷のドアノブなど、共用部分は毎日消毒しています。

最後に、評議の際の感染防止対策を御説明します。評議についても、午前9時30分ころから午後5時ころまで行うこともあり、その間、評議室という部屋で一緒に過ごすことになりますので、公判期日と同様に感染防止対策の必要性は高いと言えます。そこで、毎日の受付時に職員が非接触型の体温計で裁判

員の検温を行わせていただき、口頭で体調確認をしております。手指の消毒液を庁舎玄関以外に評議室にも備え置き、全員にマスクの着用をお願いしています。

評議室においては、これまで楕円形のテーブルを、裁判員6人と裁判官3人の合計9人が囲んで座り、補充裁判員2人はその外側に置いた長机1本に座っていただいて評議をしていました。しかし、楕円形のテーブルに9人が座ると左右の間隔はかなり狭くなります。そこで、現在は、楕円形のテーブルに、長机を繋いだ形で9人が座っています。長机は1人で1本を使用しています。補充裁判員2人は、その外側に長机を2本置いて、座っていただいております。更に、評議は議論していただく場であり、各自の発言も多いことから、裁判官や裁判員の間にアクリルパネルも設置しています。評議中も、休憩時間を利用して定期的に窓を開けて換気していますし、空気清浄機も使用しています。

従前は、昼食も評議室で食べていただいておりましたが、食事の際はマスクを外しますので、感染防止対策として、現在は、別の部屋で食べていただくことにしました。昼食場所では1席ずつ離した上で、いわゆる教室形式でお互いに向き合うことのないように配席をしています。また、前後が重ならないよう、ずらして配席しています。以前のように雑談等をしながらの食事はできなくなってしましましたが、裁判員の方々には御協力いただいております。昼食会場にも手の消毒液を備え置いてありますし、空気清浄機も使用しています。評議室や昼食会場についてもドアノブ等の共用部分は毎日消毒しています。

以上で、裁判員裁判における新型コロナ感染防止対策についての説明を終わらせさせていただきます。以前の裁判員候補者や裁判員の方々を対象としてアンケートでは、選任期日の受付時に、裁判員候補者全員の検温を実施してほしいとの御意見がありましたので、現在は、選任期日当日の自宅での検温を事前に書面で依頼した上で、受付時に口頭で体調を確認しています。裁判所でどのよう

な感染防止対策がされているかを事前に教えて欲しかったとの意見もありましたので、事前に書面でお知らせするようにしました。

【委員長】

これまでの説明について、質問はありますでしょうか。

【A 委員】

入館時には検温する施設が増えてきていたり、イベントを開催する際には、来場者の連絡先を聞いたりしていることが多いと思います。先日、実際に法廷傍聴をさせてもらい、傍聴人も多いと思いますが、検温したりとか、連絡先を確認したりということは、全国的にどうしているのかを知りたいです。

また、傍聴席を一席ずつ開けている点について、公判によっては注目度が高く、たくさんの傍聴希望者がある事件もあると思われますが、別室にモニターを設置して見てもらうというようなことを全国ではやっているのか。また、津では今後やることがあるのかを知りたいです。

【委員長】

傍聴人に連絡先を聞くことや検温することは全国的にやっていません。私の理解としては、裁判は自由に公開されており、傍聴できる人が限定されているものではないことから、連絡先を聞く等の取扱いはしていないと思われます。

また、モニターをつないで傍聴させることも新型コロナ対策の一つになるという御意見ですが、裁判において難しいのは、裁判を厳粛に行わないといけないという要請もあるところであり、裁判所として、やめてほしい行為を傍聴人が行ったときには、裁判官は退廷を命じないといけない場合もあるため、そのような訴訟指揮を裁判官が直接行えるかどうかという観点も必要となります。このあたりのバランスを考慮しつつ、全国的にも津においても、モニターをつないで傍聴してもらうということまでは行っていません。

【B 委員】

自宅での検温を依頼しているとのことですが、本人に任せっきりでは良くな

いように思いますので、入口に検温の機器を設置してはどうかと思います。また、マスクの着用に重点をおかれているようですが、手指の消毒が重要であると思いますので、各階のエレベーターのボタンや蛇口等の手指が接触するような場所には消毒液を設置した方が良いと思います。

【委員長】

専門家の知見によれば、飛沫感染のリスクが高いということであるため、それに基づき対策を進めてきました。ただし、手指の消毒についても重要であると思いますので、御指摘を踏まえ、安心して裁判所に来庁していただくために、どのような場所に消毒液を設置し、どの程度の頻度で消毒を行うのが良いのかは今後検討すべき課題だと思います。

【C 委員】

新型コロナウイルスの感染が拡大する前と、現在とでは、裁判員候補者の辞退率に変化があるのかどうか。また、裁判員裁判においては、期日が定まっていることからイレギュラーな事態が発生すると、リカバリーが大変だと思いますが、裁判員が濃厚接触者となった場合の対応について取扱いが定まっているのかについて教えていただきたいです。

【説明者（刑事部部総括裁判官、刑事首席書記官）】

辞退率の変化までは把握していませんが、電車等に乗って裁判所まで行くことは新型コロナウイルスが不安であるため辞退したいという電話連絡をいただくことがあります。裁判員が濃厚接触者となった際の対応について文書で定めているものはありませんが、裁判官、職員において、様々な状況のシミュレーションをして備えています。

【委員長】

基本的な考え方として、裁判所で感染が拡大することはあってはならないと思いますので、感染の恐れがあるにもかかわらず、期日を強行することはありません。

ません。状況をシミュレーションするに際しても、このような考え方で検討していることは御理解いただきたいと思います。

【D委員】

裁判員の方に、なるべく遠くに出かけないようにする等の行動の制限をする事はあるのでしょうか。

【説明者（刑事部部総括裁判官）】

行動の制限は行っていません。毎日、体調管理をしていただくようお願いすると共に、毎朝、裁判所でも裁判員の方々の検温をさせていただいているます。

【A委員】

裁判所からの説明において、テレワークではできないという説明があったかと思いますが、裁判をテレワークで実施する可能性はないのでしょうか。

【委員長】

裁判そのものをテレワークで行うことは、長期的には検討すべき事項かと思われますが、現状としては、難しいです。公判期日を傍聴できるようにする必要がありますし、裁判所に誰も来ない状態で開廷することはできません。民事事件においては、電話会議やテレビ会議を利用して実施することのできる手続もありますが、今のところ民事事件の口頭弁論期日及び刑事案件の公判期日をテレワークで実施することはできません。しかし、長期的に裁判所がどうあるべきかという点は考えていかなければと思います。

それでは、裁判所の感染拡大防止に向けた対策について、どのように思われたか、また、裁判所における感染防止対策の情報について、裁判員候補者の方にどのように伝えるべきかという点について御意見をいただきたいと思います。まず、裁判所の感染拡大防止に向けた対策について御意見や御提案はありますでしょうか。

【D委員】

法廷内ではアクリルパネルで仕切ってあるものの、密の状態になっていると思われますので、裁判員の方に安心して参加していただくためにも、裁判員の方は、モニターを介して別室から見てもらうのはいかがでしょうか。

【委員長】

現行法の仕組みでは難しいと思われますが、将来的には検討すべき事項かと思われます。

【E 委員】

裁判所の法廷や、裁判員候補者待合室等を見学させていただいて、私の職場と比較すると、空間には余裕があるよう感じました。私の職場においては、クラウドサービスを利用して、職員等の健康管理をデータで行っています。大きな声で体調が悪いともなかなか言いづらいと思いますし、データ管理の方法であれば、仮に職員等が陽性となった場合であっても状況把握が容易にできることから、保健所との連携を取りをスムーズに行うことができます。

【F 委員】

私の職場においては、昨年は、対面で会議を行うことが一切なく、オンラインで行っていたため、本日の委員会に参加することについても迷いがありました。対面で実施する場合には、開催場所までの交通手段の問題もありますし、どれだけ対策を施したとしても、不安を感じる方はいらっしゃると思います。ただし、見学させていただいた印象としては、裁判所は、かなり対策をされているように思いました。

【委員長】

人によって感じ方もそれぞれであり、対面がどうしても嫌だと感じる方いらっしゃると思います。裁判所としては、対策がきちんとされていれば、裁判所に行っても良いと思っていただける方をできる限り増やしていきたいと思います。

【A 委員】

私の職場でも、会議はリモートが中心です。集合して行う会議はなくなっています。1人でも感染者が発生すると大変なことになりますので、外部の方にお越しitただく際には、入口で検温をしていただいています。週に1回程度、感染拡大防止の対策会議を行っていますが、その中では、2週間程度の行動履歴や体温を記録しておくことが話題となりました。

また、最近はスマートフォンのような形状の検温器がありますので、裁判所においても、傍聴人用に検温器を設置したら良いのではないかと思います。体温が分かることで、検温した人自身も安心できる面があるように思います。

【委員長】

検温については、裁判の公開原則とも関わりますので、どの程度可能なか検討が必要となります。当庁だけで対応できるものではありませんが、御提案をありがとうございました。

【G 委員】

私も見学をして、よく対策がされているという印象を持ちました。ただし、裁判員候補者待合室と比較すると、評議室は狭く、一般的な感情として狭いと不安を感じるということはあるかと思いますので、できる限り広い部屋を使用していただくと良いと思いました。

【委員長】

使用することのできる部屋にも限りがある中で、どの様に対策すべきかを引き続き、検討していきたいと思います。

【H 委員】

裁判が公開されていることもあって、裁判所は、様々な人が出入りする施設であるように思います。裁判を傍聴される方の体調については、御自身の判断に委ねられている状況ですので、濃厚接触された方や陽性の方が傍聴される可能性もあるのではないかと思います。やはり、検温器の設置あるいは

一般の方の入庁する場所を制限するといった対策をしても良いのではないかと思いました。裁判員の方々が利用する候補者待合室や、評議室、昼食場所は非常に対策がされていると思いましたが、一般の方が入場する場所については、更に対策をする余地があるように感じます。

【委員長】

多くの委員から同様の御指摘をいただいたところです。どの程度まで対応することが可能かという問題はありますが、このように御指摘をいただいたことは、きちんと認識した上で、今後、どのように対策すべきかを考えていきたいと思います。

では、裁判所の対策自体には、御意見をいただいたところですが、裁判員候補者として、来庁していただく際に、事前にどのような情報をお知らせすれば、より安心してお越しいただくことができるかという点について御意見をいただきたいと思います。

【B 委員】

裁判員の方は、評議室では、どの程度の時間を過ごすのでしょうか。

【委員長】

事件によりますが、短いものでも 1 日半程度、長いものでは 2 週間程度かかるものもあります。1 日の時間帯としては、午前 9 時 30 分から、午後 5 時くらいまでです。

【B 委員】

最近の報道では、マスクの種類によっても質に違いがあるようですので、長い時間を拘束されることを考えると、来庁の際に着用していただくマスクの種類も効果の高いものに限定した上で、お持ちでなければ裁判所で用意する等の配慮があつても良いように思います。

【F 委員】

事前に裁判員候補者の方に送付する案内書面に、差支えのない範囲で裁判員候補者待合室等の写真や、写真が難しいのであればイメージ図を取り入れることで、具体的な感染対策のイメージを持っていただくことができ、安心に繋がるのではないかと思います。

【C 委員】

法廷は広く、天井も高いため、感染リスクは感じませんが、評議室は狭い印象を受ける上に、実際の拘束時間も長いです。最近は、二酸化炭素量が増加すると、換気を促すアラームがされる測定機器があるようですので、設置した上で、そのような機器があることを予め裁判員候補者の方にもお知らせすると良いと思います。また、評議においては、モニターを設置して、別々の部屋に半数ずつ分かれる等して実施する方法も、将来的には良いのではないかと思いました。

【A 委員】

裁判員候補者として裁判所に来られた方については、評議室や昼食場所を実際に見ていただく機会があるのでしょうか。

【委員長】

選任手続において、裁判員に選任されなかった方は、お帰りいただくこととなりますので、実際に選任された裁判員の方を対象として御案内しています。

【A 委員】

そうすると、実際に部屋を見てから、やっぱり辞めたいと言われる方はいなかつたのでしょうか。

【説明者（刑事部部総括裁判官、刑事首席書記官）】

今までにそういうことはありませんでした。裁判員候補者の方に、事前にお送りしている質問票には、新型コロナの関係に限らず、不安や質問がある場合には書いていただく欄を設けており、例えば駐車場が用意されていま

すかというような記入がされている場合には、個別に御説明をしています。

仮に、「昼食場所がどんな場所か不安です。」と書かれていましたら、同様

に、その方に個別に説明をさせていただくことになろうかと思います。

【委員長】

検温について気にされる方が多いことが良く分かりましたし、配席の距離
がもう少し具体的に分かれば、イメージもしやすく、安心に繋がるという御
意見もいただきました。長期的な検討が必要と思われる御意見もいただきました
ので、機会を見て、検討していきたいと思います。

以上で意見交換は終了とさせていただきます。本日は、貴重な御意見をあ
りがとうございました。

(7) 次回意見交換のテーマ

「利用しやすい裁判所のあり方について」

(8) 次回開催日時

令和3年7月6日（火）午後1時30分